

総務部

1. 会員の指導、連絡、人事に関する事項
 - (1) 会員の法令遵守、倫理意識の高揚
 - (2) 本人確認、意思確認及び記録の作成の徹底
 - (3) 事件簿、業務報告書、特定事件報告書の適正な作成の徹底
 - (4) 市民窓口運営委員会、紛議調停委員会、非司法書士排除委員会、綱紀調査委員会、注意勧告小理事会、量定意見小理事会、の公正適正な運営
 - (5) 新入会員、編入会員等の登録調査の実施
 - (6) 会員の入会、退会に関する事務
 - (7) 会員に対する事務手続き効率適正化への対応
 - (8) オンライン会議の安全且つ効率的な活用

2. 会及び会員の業務等に関する事項
 - (1) 司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査
 - (2) 団体司法書士賠償責任保険への加入促進
 - (3) サイバーリスク保険への加入促進
 - (4) 司法書士国民年金基金の案内
 - (5) 裁判所からの管理人等候補者推薦依頼への対応
 - (6) 地方税法第422条の3に基づく土地建物価格依頼（通知）書の廃止に伴う対応

3. 会則、規則、規程等に関する事項
 - (1) 日司連の会則、規則、規程等の基準の改正もしくは制定に伴う当会の会則、規則、規程等の改正もしくは制定
 - (2) 規則、規程等の改正等履歴整理作業

4. 事務局に関する事項

- (1) 事務局の業務効率化の検討
- (2) 事務局の労働環境改善の取り組み
- (3) 事務局の福利厚生を提供

5. 合同会館に関する事項

- (1) 合同会館管理運営合同委員会の開催
- (2) 消防用設備等の点検、消防訓練の実施（愛媛県土地家屋調査士会と合同）

企画部

1. 業務の改善に関する企画及び立案
 - (1) 業務の改善に関するアンケートの実施及び改善に関する企画・立案
 - (2) 報酬に関する座談会（意見交換会・情報交換会）の実施
 - (3) 空き家問題対策の対応（市町向け、一般人向け、司法書士会員向け）

2. 業務に関する調査統計及び研究
 - (1) 報酬アンケートの実施（商業登記・裁判業務（家庭裁判所等））
 - (2) m i n t s（民事裁判書類電子提出システム）の情報収集及び情報提供

3. 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布
 - (1) 会員に対しての業務関連図書の案内
 - (2) 必要な業務関連図書の購入

4. プロボノ活動
 - (1) 社会貢献活動委員会（仮称）の設置検討
 - (2) 各種団体の要請に基づく会議への出席

広報部

1. 事業実施による活動

- (1) 司法書士の日記念事業の開催並びに無料相談週間の広報
- (2) 相続登記はお済みですか月間の広報
- (3) 相続登記相談センターの広報
- (4) 司法書士制度・相続登記の義務化に関する広報
- (5) テレビ・ラジオCM、新聞、地域広報誌による広報
- (6) 広報活動グッズのリニューアル・新規作成（うちわ等）
- (7) 各種外部イベント（お仕事フェスタ・リレーマラソン等）への参加

2. インターネットの利用による活動

- (1) ホームページの管理・更新・情報発信
- (2) Facebook管理・更新・情報発信

3. 講師等派遣による活動

- (1) 各種団体からの要請に基づく講師等派遣
- (2) 法教育出前講座（松山大学リレー講座）

4. 共催協力による活動

- (1) 法務局との共催活動（相続登記の申請義務化の周知広告など）

5. 会報発行

年2回発行予定

第1回 8月

第2回 1月（新年号）

研修部

会員研修について

会員研修規則に基づき、現在、会員に義務づけられている年間12単位以上の単位取得〔うち8単位以上（倫理2単位以上を含む）は、連合会、ブロック会、本会及び支部が実施する研修による研修単位であること〕をすべての会員が達成できることを目標に業務研修会を計画する。

- (1) 業務研修会の月1回以上の実施を計画
- (2) 外部講師による研修会、研修ライブラリ・eラーニングを利用して研修会を計画し実施する。
- (3) 日司連、四国ブロック会、その他関係諸団体の研修会の案内を行い、研修機会の増加を図る。
- (4) 通信課題研修、会報誌上通信課題研修を実施する。
- (5) 倫理研修会を実施する。
- (6) 年次制研修会の実施
- (7) 役員（常任以上）研修会の実施
- (8) 配属研修先への助成

相談事業部

1. 司法書士による法的サービス提供

(1) 無料相談会の開催

- ・継続的相談会、単発的相談会への対応
- ・司法過疎地支援の充実
- ・災害等に関連した相談への対応

(2) 総合相談センターの運営

(3) 相続登記相談センターの運営

(4) その他

- ・相談員の充実及び育成と相談対応の向上
- ・既存の相談会の見直しと新たな相談会の開催の検討域
- ・災害発生等の非常事態に対応できる体制の検討

2. 消費者問題対策

(1) 愛媛県及び県内各市町における多重債務者相談会への対応

(2) 愛媛県消費生活センターへの相談員の派遣

(3) 消費者問題及び多重債務関連相談員の拡充、育成

3. 不動産関係

所有者不明土地及び管理不全土地建物問題における関係機関との連携（相談分野）

4. 人権問題対策

(1) 自殺対策事業における他の機関との連携（相談分野）

(2) 成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部との共催による「高齢者・障がい者のための相談会」の開催

5. 法テラス愛媛に対する協力

(1) 副所長の派遣

(2) 民事法律扶助法律相談員の派遣

(3) 民事法律扶助審査会委員の派遣

(4) 民事法律扶助業務契約司法書士の拡大、充実

6. 労働相談・個別労働紛争解決制度

労働相談分野における研修機会の提供

議案第6号 令和8年度収支予算決定の件

1. 予算方針

「実体会計に基づく適正予算」を基本方針とし、各項目費用を見直し、単年度赤字にならない予算を組みました。

① 一般会計

事業活動収入の主なものは、定額会費収入53,784,000円（1人1ヶ月18,000円×249人（個人236・法人9・従たる法人4））、事件割会費収入10,080,000円（1件160円×63,000件）、補助者負担金収入1,160,000円（1人1ヶ年5,000円×232人）で計上しました。

事業活動支出については、広報、研修、企画、相談の各事業とも、本年の事業計画に基づく予算請求をもとに、常任理事会で調整を行い、事業費を決定いたしました。なお、総務部、財務部の活動費（会議等）を明確にするため、本年度より項目を設け、予算取りをしております。

支部交付金については、例年どおりの計算で変更はありません。

コロナ禍より見直されていなかった旅費交通費につきまして、昨今の事業活動・会議の再開に伴い100万円増額しております。

管理費支出については、前年決算をベースに見直し、実態に即した予算としております。事務職員の給与手当支出が減額されておりますが、現事務員の給与に影響はなく、パート人員の予算取りをしていた金額を見直したものであります。

② 特別会計等

会館営繕積立金につきまして、その趣旨に則り、5年で1000万円の修繕金負担を予定し、単年度200万円の積立としました。なお、現時点において、取り壊し費用分は既に積み立てております。加えて、調査士会との合同会館管理運営合同特別会計が、地震保険費用の負担増により、単年度赤字となっておりますので、各会負担金を300万円から330万円に増額しております。

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	前年度 (7年) 予算額 (B)	差異 (A)-(B)	備 考
通信費支出	900,000	900,000		
通信費支出	500,000	500,000		
電話料支出	400,000	400,000		
備品費支出	400,000	730,000	△ 330,000	PCソフト・オフィス家具等
事務消耗品費支出	2,600,000	2,600,000		事務用品等・コピー代
印刷費支出	300,000	500,000	△ 200,000	封筒・払込取扱票等
水道光熱費支出 (専有部分)	600,000	600,000		電気・水道代等(専用部分)
渉外費支出	150,000	150,000		他士業総会ご祝儀等
保険料支出	1,572,000	1,584,000	△ 12,000	
全員加入賠償保険支出	1,422,000	1,434,000	△ 12,000	1年分 6,000円×237名
個人情報漏えい保険支出	150,000	150,000		サイバーリスク保険(個人情報漏洩特約)
負担金支出	18,094,000	18,314,500	△ 220,500	
日司連負担金支出	17,640,000	17,856,000	△ 216,000	245名×6,000円×12月(主たる法人含む)
日司連特別会費支出				
四プロ負担金支出	454,000	458,500	△ 4,500	236名×1,500円+100,000円
雑支出	750,000	750,000		NHK・新聞等雑費
管理費支出計	47,476,000	49,938,500	△ 2,462,500	
事業活動支出計	63,738,350	67,970,850	△ 4,232,500	
事業活動収支差額	6,389,650	3,687,350	2,702,300	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入				
財務調整積立預金取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入				
② 固定資産売却収入				
合同会館営繕預金取崩収入				
投資活動収入計				
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	1,000,000	1,000,000		
財務調整基金積立支出				
会館営繕積立支出	2,000,000	6,000,000	△ 4,000,000	
特定資産取得支出計	3,000,000	7,000,000	△ 4,000,000	
② 固定資産取得支出				
什器備品購入支出				
合同会館営繕積立支出	1,250,000	1,250,000		
合同会館保険料積立支出	60,000	60,000		
固定資産取得支出計	1,310,000	1,310,000		
投資活動支出計	4,310,000	8,310,000	△ 4,000,000	
投資活動収支差額	△ 4,310,000	△ 8,310,000	4,000,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計				
2. 財務活動支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
IV 他会計振替額				
V 予備費支出	766,361	2,780,365	△ 2,014,004	
当期収支差額	1,313,289	△ 7,403,015	8,716,304	
前期繰越収支差額	18,418,355	73,413,467	△ 54,995,112	
次期繰越収支差額	19,731,644	66,010,452	△ 46,278,808	

(注1) 財務調整基金、退職準備積立金、会館営繕積立金の預金利息収入

(注2) 40万円×6支部+支部会員数×1万円(上限100万円)

(注3) 会長・副会長・常任理事・理事・監事・委員長

(※) 各科目間の流用ができる。